

住民が行政と共にまちづくり

3月28日（水）百人委員会総会
各部会の24年度予算・活動内容は次のとおりです。

◆商工観光部会

『塩屋出店活用プロジェクト』
智頭宿まちづくり協議会を再生し、塩屋出店を拠点に魅力情報を発信する。観光ガイドの育成。
予算30万円



▲塩屋出店

『智頭みんさいな本舗』
（ブログポータルサイト）

情報収集・整理をサポートする仕組みの確立。顧客満足度の高い情報発信サイトとする。
予算30万円



▲智頭みんさいな本舗

◆生活環境部会

『智頭環境プロジェクト』
エコキャップを集め、フクチンに変えて世界の子どもたちに届ける。この活動を通して、環境問題への理解を深める。
予算20万円



◆福祉部会

『公共施設にAEDの設置を！』
AED設置は急務の課題で、必要場所を精査し本年度は10ヶ所に設置する。
予算10万7千円



▲AED

生活用水以外の井戸の掘削には届出を！

地下水保全条例を制定

町では、地下資源の持続可能な利用に向け、地下水の採取を届出制、許可制とする「地下水保全条例」を制定しました。

条例の制定により、生活用水以外の目的で地下水を利用している個人または事業所、今後利用しようとしている個人または事業所は、地下水を採取する井戸の吐出口の断面積が6cmを超える場合は許可申請、6cm以下の場合は届出が必要になります。

いづれも、1日の平均採取量や地下水利用計画の事前提出と毎月採取量の年度報告を義務づけています。
今後、大量の採水で地下水資源の枯渇や地盤沈下などが発生した場合、その起因となった地下水の採取者に対し、町は、採取行為の一時停止を命ずるなどの対策を講じます。

この条例は、すでに生活用水以外の目的で地下水を利用している個人や事業所にも適用します。

該当する地下水採取者は、条例の施行後90日以内（平成24年6月29日まで）に町へ届出書を提出し、1年以内（平成25年3月31日まで）に水量測定器を設置し、地下水の採取量を報告しなければなりません。

なお、この条例に定める地下水の採取許可申請を怠ったり、町の指導などに従わなかった場合などには10万円以下の罰金、採取の届出をしなかった場合など3万円以下の罰金を科すという罰則規定を設けています。

この条例は、良質な地下水を保全し、私たちの健康で快適な生活環境を確保することを目的に制定しました。みなさまのご理解とご協力をお願いします。
生活用水以外の目的でこれから井戸を掘削される方、すでに掘削されている方は届出をお願いします。

問合せ先

税務住民課生活環境室

☎75-41114

◆農林業部会

『独自の間伐推進補助金制度』
小規模間伐に対して森林整備意欲向上のため、町独自の補助金で支援を行う。
予算165万円



『木質バイオマス』

地産地消システムづくり
一般家庭への木質バイオマス利用の可能性調査。
※木質バイオマス
バイオマスとは自然が作り出す植物やその植物を食べる動物の事を言い、その中で木に由来するものを木質バイオマスと呼ぶ。一般的には林地残材（間伐材・被害木など）を指すことが多い。
予算30万円

『カシス栽培による地域活性化』

智頭町の気候風土に適合するカシスの加工販売に向けた調査。栽培農地の拡大。
予算30万円

◆教育文化部会

『国際交流・異世代交流』
子どもたちが農業体験を通じて国際理解教育や人々への思いやりの心を育てる。
予算30万円



▲ケニアに贈る米の収穫

◆獣害対策部会

『やっかいもの利活用』
有害鳥獣による農作物等の被害状況把握。檻、ワナの設置と増設。捕獲後の処理施設設置に向けた調査検討。狩猟免許取得への助成。
予算25万円



あいさつ



百人委員会
綾木章太郎
運営委員長

こういつた形で住民と行政が共にまちづくり・自立発展に力を入れる。こんな取り組みは全国各地にあるでしょうか？誇りに思っべき活動です。

町税納期一覧表

平成24年度

納付月	税目	期別	納期限
5月	固定資産税 軽自動車税	全1期	5/31(木)
6月	町県民税	1期	7/2(月)
7月	固定資産税 国民健康保険税	1,2期	7/31(火)
8月	町県民税 国民健康保険税	2,2期	8/31(金)
9月	国民健康保険税	3期	10/1(月)
10月	町県民税 国民健康保険税	4,3期	10/31(水)
11月	国民健康保険税	5期	11/30(金)
12月	固定資産税 国民健康保険税	6,3期	12/27(木)
1月	町県民税 国民健康保険税	7,4期	1/31(木)
2月	固定資産税 国民健康保険税	8,4期	2/28(木)

軽自動車の減免申請を受け付けます

障がいのある人または障がいのある人と生計を同じくする人は、軽自動車税の減免を受けることができます。この減免を申請する人は、身障手帳など等級のわかるもの・運転免許証・印鑑・納付書を持参の上、納期限の7日前（5月24日）までに役場税務住民課で手続きを行ってください。

減免対象となる障がいの区分・等級などについては、役場税務住民課まで問い合わせください。

問合せ先 役場税務住民課 税務室 山崎 ☎75-4117